

平泉町農地現状変更届に関する指導要綱

平成31年3月20日施行
平泉町農業委員会

(目的)

第1 この要綱は、平泉町内の農地を保全し良好な状態で管理するため、農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用許可を要しない農地の現状変更を行う者に対し、適切な指導を行うとともに、農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的とする。

(届出の範囲)

第2 この要綱による届出を必要とする範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に規定する200㎡未満の農業用施設を設置しようとする場合
- (2) 耕作の利便等を目的とした盛土又は切土等により、農地の現状を変更しようとする場合
- (3) 前2号以外の目的により、農地の現状を変更しようとする場合

(届出の方法)

第3 現状変更を行おうとする者（以下「届出人」という。）は、あらかじめ農地現状変更届（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、平泉町農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図又は地籍集成図
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 隣地所有者等の同意書（様式第3号）
- (5) 農業用施設（200㎡未満）設置の場合は平面図及び配置図
- (6) 土地の現況写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

2 前項に係る農地が小作地等の場合は、土地所有者及び耕作者等が連名で届出するものとする。

3 現状変更の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の届出は適用しない。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業を行う場合
- (2) 災害による復旧工事を行うなど、緊急を要する場合
- (3) 客土及び暗渠排水工事を行う場合

(届出の受理)

第4 会長は、第3による届出があったときは、内容を審査のうえ受理し、農地現状変更届出済標（様式第4号）を交付するものとする。

2 会長は、前項の届出を受理したときは、速やかに担当地区の農地利用最適化推進

委員（以下「地区推進委員」という。）に届出の内容を報告するとともに、農業委員会総会に報告するものとする。

（遵守事項）

第5 届出人は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 隣接する農地及び付近の道路、水路等に支障が生じないように配慮すること。
- (2) 万が一隣接する農地及び付近の道路、水路等に被害が生じたときは、責任を持って迅速に対処すること。
- (3) 盛土を行う場合は、耕作に適した良質土を用い、廃棄物等は混入しないこと。
- (4) 届出した目的以外の利用は行わないこと。
- (5) 工事完了後は、速やかに耕作を再開すること。
- (6) 工事期間中は、第4に規定する農地現状変更届出済標を、現地の見やすい場所に掲示すること。
- (7) この要綱に基づき農業委員会から指導があったときは、その指導に従うこと。

（届出の取下げ）

第6 届出人は、第3の規定により提出した届出書を取下げの場合は、農地現状変更届出取下げ書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

（完了報告）

第7 届出人は、現状変更が完了したときは、速やかに農地現状変更完了報告書（様式第6号）に工事完了後の写真を添付して会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を受理したときは、速やかに地区推進委員にその旨を報告するものとする。

（調査及び指導）

第8 会長は、必要に応じて、工事の進捗状況及び工事完了後の状況等を調査し、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、工事の中止、施工方法の改善、又は原状への回復等について指導を行うものとする。

- (1) 届出内容と施工の実状が著しく相違する場合
- (2) 第5に規定する遵守事項のほか、この要綱の規定に違反している場合
- (3) 近隣農地や水路等に被害を生じ、又はそのおそれがあると認められる場合

2 地区推進委員は、必要に応じて現地調査を行うなど施工状況の監視に努めるものとし、前項の各号のいずれかに該当すると判断したときは、速やかに会長に報告するものとする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、農地の現状変更に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平泉町農地の現状変更に関する指導要綱（平成25年4月1日平泉町農業委員会内規）は、廃止する。